

2020年4月6日

東京都知事 小池 百合子 様

共有地への測量に関する要請書

「補助133号線に関わる測量作業は土地所有者の了解を得た上で行うこと」

都市計画道路補助133号線に反対する会
連絡先／原田道子 03-6383-1229
村上芳子 03-3313-4014

前略

杉並区内の補助133号線については、昨年11月に事業概要説明会が行われ、現在は道路計画地とその沿道で現況測量作業が行われていますが、公道以外の私道については当然にその所有者への事前の告知と了解を得た上で作業を行うべきであると考えます。

しかし、一部では土地の所有者の了解を得ないで測量作業が行われていることが判明し、

3月31日には該当地の住民との間で以下のような事実とやり取りがありました。

「3月31日午後、成田東4丁目10番地付近の私道（共有道）を、都の委託業者らしき人2名が行き来しているのが自宅の窓から見え、道に出てみると、すでに業者はいなくなっていたが鉈が打ってあった。（その時点で3か所確認）それで業者の移動先を追いかけ「私道であるので、許可なく打つことはやめてほしい、鉈を抜いてください」と伝えると、業者は「測量についてはすでにお知らせしてある」とのことだったが「私道については所有者の許可なくやってはならないはず」と伝えたのに対し、「分かりました。鉈は抜きます。都に伝えます」と述べ、鉈を撤去して移動して行った。」

上記のように、その時指摘した私道の測量鉈は撤去されたものの、南阿佐ヶ谷駅の南側（青梅街道から入った箇所）の一部の同じ様な私道については、地権者の方が「測量はお断りします」と述べ測量業者も「すみません。分かりました」と回答したにも拘わらず、測量鉈が打たれたままになっています。

都市計画道路整備に向けた説明会を行い、また個別に測量のチラシを投函したとしても、私道などについては、その所有者の了解があって初めて測量行為がなされるべきものと考えます。このような事前の了解無しに土地に異物を放置することは、憲法29条1項の財産権の侵害と言うべき行為です。

道路建設という公共事業であるならば、なおさら厳格に関係法令を順守して行われるべきであり、そのような法令順守行為が前提で、住民はその事業に対しての協力又は非協力の態度を決定すると思えます。

以上のような経緯と理由から以下のことを要求します。

記

- 1、共有道路などの私有地測量にあつては、必ずその土地の所有者に事前告知をすると共に測量に関する了解を取ってから測量行為を行うこと。
- 2、もし仮に、前項でいう了解等を取らないで測量を行い、鉈を打設した箇所があれば直ちにその鉈を撤去すること。
- 3、前項にいう鉈を撤去した箇所については、当会まで文書等で回答すること。